第5節 水と緑・景観プロジェクト

動植物が生息できる自然と景観を残し、生態系の保全に配慮しながら、歴史遺産と自然環境を活かした緑豊かな景観の保全と形成を図ります。

【実施事業】

1 奈良市緑の基本計画

平成23年7月に策定された「奈良市緑の基本計画」は、平成6年に制定された都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、都市公園の整備、特別緑地保全地区の決定などの都市計画における事業や制度にとどまらず、道路、河川、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらに市民や企業の緑化活動、緑化意識の普及や啓発といったソフト分野の事項も含めた緑に関する総合的な計画です。

「奈良市緑の基本計画の基本理念]

歴史と自然と生活文化が織りなす緑の古都 奈良

○悠久の歴史に培われた 風格のある緑を守る

長い歴史の中で培われてきた古都奈良の緑を、風格のある歴史・文化的財産として、大切に守り育みます。

○人と自然のかかわりを礎に 緑の文化を未来につなぐ

古くから人びとの生活を守り豊かにしてきた自然とのかかわりを大切にし、人びとの創意を集めて、新しい時代に引き継ぐ緑の文化を育みます。

○森林、田園、まちの緑をささえる 人の"わ"を育む

奈良の多様な緑を知り、学び、楽しみ、緑を通して人のつながりを育み、緑をささえる仕組みをつくります。

2 都市景観形成地区の指定

奈良町の歴史的景観の保全や町並みの活性化あるいは居住環境の改善等を図るため、奈良市都市景観条例第9条第1項の規定による奈良町都市景観形成地区の指定を平成6年4月1日に行い、平成12年3月1日には、地区の指定変更を行いました。また、平成22年4月1日から、なら・まほろば景観まちづくり条例と改正し、引き続き地区指定をしていきます。

- (1) 地区面積 約 48.3ha
- (2) 区域(別図のとおり)

(図2-11) 奈良町都市景観形成地区



3 都市景観形成地区建造物保存整備補助

市内の伝統的町並みを保存するため、昭和63年から町並み保存事業費補助金交付要綱により補助を 行ってきましたが、交付要綱を見直し平成6年3月25日付けで都市景観形成地区建造物保存整備費補助 金交付要綱を定め、地区内における伝統的な様式等の修理事業と修景事業に対し、補助を行っていま す。

(表2-17) 都市景観形成地区届出・補助件数

年度	届出件数	補助件数				
中 及 【		修理	修景	修理・修景		
平成20年度	24	8	2	0		
平成21年度	24	3	5	0		
平成22年度	32	3	4	0		
平成23年度	27	3	2	0		
平成24年度	34	4	2	0		

4 風致地区

風致地区内での建築物の新築、土地の形質の変更、木材の伐採等の行為を行うに際し、良好な自然環境を保持しつつ、合理的な土地利用を図り、住民の生活環境保全、都市周辺の風致景観の維持及び調和のとれた風致地区づくりの実現を図ります。

(表2-18) 風致地区の指定面積

単位: ha

地区名	昭和12.5.5 指定	昭和40.12.21 変更	昭和45.6.14 種別変更	昭和57.12.24 種別変更	平成13.4.1 種別変更
春日山	若草山1,550	2,801.8	2, 801. 8	2, 801. 8	2, 801. 8
佐 保 山	450	488.8	488.8	488.8	488.8
平城山	山陵(100) 都跡(175)	573. 5	573. 5	576. 0	576. 0
西ノ京	80	200. 5	200. 5	200. 5	200. 5
あやめ池	535	413. 2	413. 2	413. 2	413. 2
富雄		247. 6	247. 6	247. 6	247.6
合 計	2,890	4, 725. 4	4, 725. 4	4, 727. 9	4, 727. 9

(表2-19) 風致地区の種別面積と地区別の指定趣旨

単位: ha

種別地区	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	計	指定の趣旨
春日山	1, 329. 0	1, 056. 9	368. 4	23. 3	24. 2	2, 801. 8	奈良公園及び周辺の風致 景観保全のため
佐 保 山	138. 4	71. 7	264. 6	0.4	13. 7	488.8	御陵風致保存のため
平城山	302. 6	62. 2	195.8		15. 4	576. 0	史跡及び御陵風致保存の ため
西ノ京	39. 0	35. 1	125. 6	0.8		200. 5	社寺風致保存のため
あやめ池	_	13. 8	324. 9	_	74. 5	413. 2	良好な住宅地等の風致保 存のため
富雄		215. 7	31. 9			247. 6	自然景観保存のため
合 計	1, 809. 0	1, 455. 4	1, 311. 2	24. 5	127. 8	4, 727. 9	

平成19年12月21日種別変更

(表2-20) 風致地区における建物等に対する制限

種別	高さ	建ぺい率	道路から の距離	隣接地か らの距離	緑地率	森林区域の 緑地率※	切土又は盛土 の高さ
第一種	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	60%以上	2m
第二種	10m以下	30%以下	2m以上	1.0m以上	30%以上	50%以上	3m
第三種	10m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	20%以上	40%以上	4m
第四種	12m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	20%以上	40%以上	4m
第五種	15m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	20%以上	40%以上	4m

※ 森林法第5条森林(地域森林計画対象民有林)の区域における造成行為に適用します。 ただし、宅地の造成(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成)、市街化区域における造成については、通常の緑地率が適用されます。

5 屋外広告物条例の規制

屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき、広告物の表示の場所及び方法並びに広告物を掲出する 物件の設置及び維持について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、 又は公衆に対する危害防止を目的としています。

(表2-21) 屋外広告物条例の規制概要

	規制地域、場所及び物件	規制概要
禁止地域又は場所	1. 文化財保護法により指定された建造物及び仮指定された地域又はその周囲の指定地域(商業地域・近隣商業地域を除く) 2. 奈良県文化財保護条例による指定建造物・奈良県指定史跡名勝天然記念物指定地域 3. 奈良市文化財保護条例による奈良市指定文化財指定建造物・史跡名勝天然記念物の地域 4. 歴史的風土保存区域(一部指定区域を除く) 5. 都市計画法による第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・風致地区(一部指定区域を除く) 6. なら・まほろば景観まちづくり条例による都市景観形成地区(商業地域を除く) 7. なら・まほろば景観まちづくり条例による景観形成重点地区のうち、市長が指定する区域及び場所 8. 歴史的環境調整地域 9. 都市公園法による都市公園、奈良県公園条例による県立公園の区域 10. 陵・墓地・火葬場 11. 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館・公衆便所の建物及び敷地 12. その他、美観風致を維持するために市長が指定する地域又は場所	左記の場所には、広 生物ででは、大 大はでは、大 大さいででは、大 大ででは、大 大ででは、大 大ででは、大 大ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、大 ででは、た ででは、た ででは、た ででは、た ででは、ま ででな ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは ででは、ま ででは ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは、ま ででは ででは ででは ででは ででは ででは ででは でで
禁止物件	1. 橋りょう・トンネル・高架構造物・分離帯・街路樹・路傍樹・信号機・道路標識・道路反射鏡・パーキングメーター・パーキングチケット発給装置・歩道さく・駒止め・里程標・郵便ポスト・公衆電話ボックス・路上変電塔・銅像・神仏像・記念碑・石垣・よう壁・火災報知機・消火栓・火の見やぐら・送電塔・送受信塔・照明塔等、景観法により指定した景観重要建造物及び景観重要樹木 2. その他、美観風致を維持するために市長が指定する物件 3. 電柱・電話柱・街路灯・アーケード柱	左記の物件には、広 告物の表示及び掲 出する物件を設置 してはいけません。 左記の物件には、は り紙・はり札等・広 告旗又は立看板いけ ません。

6 グリーンサポート制度(公園管理報奨金交付制度)

奈良市の公園及び児童遊園は以下のとおりです。また、平成20年度から、市が管理する都市公園並びに児童遊園及びちびっこ広場を対象として、地元自治会等の団体組織で公園の美化、維持管理及び公園施設の点検を行い、公園を快適かつ安全に利用することを目的として、グリーンサポート制度を実施しています。

(表2-22) 公園および児童遊園

単位: a

左库	総	数	都可	市公園	県立	自然公園	国	定公園	児i	童遊園
年度	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積	園数	面積
20	535	395, 872	515	72, 929	2	39, 800	2	283, 064	16	79
21	545	395, 908	525	72, 965	2	39, 800	2	283, 064	16	79
22	547	395, 976	527	73, 033	2	39, 800	2	283, 064	16	79
23	547	396, 001	528	73, 059	2	39, 800	2	283, 064	15	78
24	554	396, 195	535	73, 253	2	39, 800	2	283, 064	15	78

(表2-23) グリーンサポート制度

年度	実施団体数 (団体)	従事者数 (人)	実施公園数(箇所)
平成20年度	39	620	39
平成21年度	53	1,061	64
平成22年度	66	1, 411	82
平成23年度	81	1, 339	98
平成24年度	93	1,864	118

7 ポイ捨て防止対策

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てを防止するために、平成7年1月1日から「奈良市ポイ捨て防止に関する条例」を施行しています。これは、国際文化観光都市としてふさわしい、きれいなまちをつくるため、美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるよう街頭啓発を行う等、まちの美観の維持増進に努めています。

近鉄 新大宮駅 東大寺 奈良 県庁 条大路南1丁目 大宮通り 玉 国立 博物館 道 奈良 警察署 公 24 京 号 中部 公民館 三条通り 美化促進重点地域 · 路上喫煙禁止地域 なら 100年 会館 美化促進重点地域 路上喫煙禁止地域 🗠 喫煙場所

(図2-12) 美化促進重点地域·路上喫煙禁止地域

8 路上喫煙防止対策

平成21年3月1日から、国際文化観光都市としての美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保することを目的とした「奈良市路上喫煙防止に関する条例」を施行しています。条例では、市民や観光客等の方々に対し、市内全域において路上喫煙をしないよう努めていただくことを定めています。平成21年5月18日からは、前述の美化促進重点地域を路上喫煙禁止地域として指定し、地域内では路上喫煙を禁止(指定喫煙場所を除く)するとともに、指定職員による巡回指導を行っています。また、平成21年11月1日から、路上喫煙禁止地域内で指定職員の指導に従わない条例違反者に対し、過料1,000円の適用を開始しています。

平成24年度指導実績 1,021件

9 町内清掃の励行

地域住民が各自治会等を単位に自主的に道路溝、あき地、広場等の清掃、草刈り等を行い、清潔で住みよいまちづくりを奨励しています。

平成24年度実績 2,221件

10 あき地の管理指導

「奈良市あき地の適正管理に関する条例」に基づき、あき地の所有者又は管理者に都市美観を保持し、近隣住民の生活環境を損なわないように適正に管理するよう義務付けています。このため、雑草が繁茂しているとの通報に基づき実態調査を行い、その土地の所有(管理)者に刈り取り、除去をするよう指導を行っています。

平成24年度調査及び指導件数は、200件、履行件数126件でした。

11 アダプトプログラム推進事業

アダプトプログラムとは、市民と行政が協働で進めるまち美化活動のことであり、日本には平成10年(1998年)に初めて導入され、以来、全国的にその取組が広がってきています。

奈良市では、平成20年6月にアダプトプログラム推進事業「さわやかクリーン奈良」を導入し、市民にとって身近な道路や河川などの美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図るため、美化ボランティア団体を募り、その活動を支援しています。

活動団体は、空き缶・吸い殻等の散乱ごみの収集や除草、花の植栽や花壇の手入れ、公共施設の損傷・不法投棄等の情報の提供などの活動を行い、市はその支援として、清掃用具の支給、賠償補償保険の適用、ごみの回収、サインボード(看板)の設置を行っています。

参加団体数は、平成25年3月31日現在で55団体、1,381人となっています。

(表2-24)	アダプトプログラム参加団体数
\4X L LT/	ノ ノノーノロノ ノム多加凹中奴

参加団体種別	参加数
自治会・自治連合会等	24団体
婦人会・万年青年クラブ等	11団体
企業	3団体
NPO	3団体
その他	14団体
計	55団体